

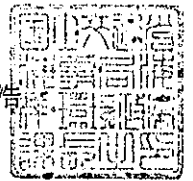
国海環第110号

平成29年11月30日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 北村 正一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田淵 一浩



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等
及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査
等に関する規則の一部改正について（通知）

下記省令の一部改正が本日付けで公布及び施行されましたので、ご了知頂きますよう
お願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）

以上



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の 検査等に関する規則の一部改正について

1. 背景

(1) 臨時的に一回限りの国際航海に従事する船舶の適用除外

海洋汚染防止条約では、自国領海等のみを航行する船舶以外の船舶であって総トン数400トン以上のものに対して二酸化炭素放出抑制に関する規制が適用されている。

しかし、海外売船の際など、通常は自国領海等のみを航行する船舶が、臨時的に一回限りの国際航海に従事する際に同規制を適用することは合理的でないことから、平成28年6月に開催された国際海事機関(IMO)の第70回海洋環境保護委員会において、当該船舶を適用除外できることが合意され、当該運用を行うことが締約国に対して勧告された。

(2) 陸上自衛隊の船舶の適用除外

海洋汚染防止条約では、非商業的業務にのみ使用している艦船の適用は除外できることとされており、我が国では、海上自衛隊の船舶が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に基づく各種要件から適用除外されている。

今般、陸上自衛隊が水陸両用車両を導入し、船舶としても運用することを踏まえ、水陸両用車両を含む陸上自衛隊の使用する船舶について、海上自衛隊の使用する船舶と同様に、同要件から適用除外する必要がある。

2. 概要

以下の改正を行った。

①海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和46年運輸省令第38号)

陸上自衛隊の船舶の適用除外のために所要の改正

②海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和58年運輸省令第39号)

臨時的に一回限りの国際航海に従事する船舶の適用除外及び陸上自衛隊の船舶の適用除外のために所要の改正

3. スケジュール

公	布	平成29年11月30日
施	行	平成29年11月30日